

本庁舎跡地等利用検討に関する市の考えについて

1 「跡地等」の大まかな方針（案）

- (1) 市民ワークショップ含む本委員会の検討内容等を踏まえ、跡地は全市的な視点で活用する。
- (2) 公共施設適正配置計画^{*}に基づき、老朽化及び面積圧縮の観点から、本庁舎は解体を前提に検討する。なお、公共施設の統合・複合化の候補地として検討することもあり得る。

※持続可能な行政サービスの提供のため、公共施設の数や規模を将来の市の人口や財政規模に見合ったものにする取り組み。具体的には、施設の老朽度や利用状況などの実態を踏まえて施設ごとに長寿命化、統合・複合化、転用、譲渡、廃止又は現状維持などの方向性を定めるもの。

2 委員会の運営方針

- (1) 市民ワークショップの成果として中間とりまとめ（案）を作成。市民委員会の意見を踏まえ、令和7年度内にまとめることとする。
- (2) 公共施設の統合・複合化に関連する個別具体案の動向を注視することとし、議論が可能となった時期に委員会を開催する（令和8年度以降時期未定）。
- (3) 以降は、委員会からの提言書の提出を経て、基本構想（案）の作成に着手し、本構想策定をもって委員会は任期満了とする。

3 スケジュール（案）

令和7年度	12月	第7回委員会（市民WS意見整理、中間とりまとめ（案））
	2月	第8回委員会（中間とりまとめ）
8年度以降	未定	第9回委員会（論点整理、提言書（案）等）
}}		}}
		（基本構想）
		基本構想策定（委員会任期満了）
11年度	～3月	移転作業（引っ越し）
12年	4月	新庁舎供用開始

以上